

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部改正について

平成 28 年 2 月 22 日
商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 改正の概要

- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成 16 年経済産業省令第 97 号。以下「鉱技省令」という。）は、鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定に基づき、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定めており、鉱技省令第 4 条では、鉱山に設置される電気工作物の技術基準について、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号。以下「電技省令」という。）の規定を基準としている。
- ただし、電技省令において、公害等の防止に係る規定のうち、水質汚濁防止法に基づく公害防止対策等については、鉱技省令において同様の規定が存在することから、二重規制を避けるために重複している条項を除いており、鉱技省令制定時（平成 16 年）では、電技省令第 19 条第 1 項から第 6 項まで、第 8 項及び第 9 項を除いていた。
- その後、平成 17 年経済産業省令第 18 号により電技省令第 19 条に第 12 項が追加され、平成 23 年経済産業省令第 14 号により同条第 6 項が追加され、第 6 項から第 12 項までが 1 項ずつ繰り下げられた。さらに、平成 24 年経済産業省令第 44 号により同条第 5 項及び第 6 項が追加され、第 5 項から第 12 項までが 2 項ずつ繰り下げられた。
- そのため、現在の電技省令第 19 条は、平成 16 年当時の電技省令第 19 条第 1 項から第 6 項まで、第 8 項及び第 9 項は、第 19 条第 1 項から第 4 項まで、第 8 項、第 9 項、第 11 項、第 12 項となった。また、第 19 条第 5 項から第 7 項まで及び第 15 項は追加された。
- 他方、鉱技省令第 4 条における電技省令第 19 条の除く規定は、平成 17 年経済産業省令第 34 号により、平成 13 年経済産業省令第 180 号による電技省令の改正のハネ改正がなされているのみで、それ以外に電技省令第 19 条の改正に合わせた改正が行われておらず、改正漏れが発生しているため、今回の改正により是正する。
- なお、電技省令第 19 条に追加された第 5 項から第 7 項まで及び第 15 項は、鉱技省令において同等の規定が存在することから、これらの項も除くこととしたい。
- 併せて、鉱技省令第 30 条第 3 項第 3 号口の規定により、金属鉱山等の流量の測定は J I S M O 2 0 2 を使用することとしているが、現在の J I S M O 2 0 2 には、「流量の測定は、J I S K O 0 9 4 による。」とあることから、当該規定を M O 2 0 2 から K O 0 9 4 に改正することとしたい。

2. スケジュール

- 平成 28 年度前半目途に公布・施行

以上

改正概要

1. 電技省令の改正に係る鉱技省令の改正

電技省令第19条の各号の変遷			鉱技省令第4条の電技省令第19条を除く規定			同等規定の条項 (重複規定)
平成16年		現在	平成16年 (現行)		今回改正案	
1～4項	—	1～4項	1～4項	—	1～4項	—
—	追加	5～7項	—	追加	5～7項	鉱山保安法施行規則第19条第8号 及び第10号
5、6項	変更	8、9項	5、6項	変更	8、9項	—
7項	変更	10項	除かない			—
8、9項	変更	11、12項	8、9項	変更	11、12項	—
10、11項	変更	13、14項	除かない			—
—	追加	15項	—	追加	15項	鉱山保安法施行規則第19条第11号

2. 金属鉱山等の坑廃水の測定方法に係る JIS の変更

鉱技省令第30条第3項第3号口において、「金属鉱山等、石油鉱山及び附属施設においては、日本工業規格M0202（坑水・廃水試験方法）」との規定があるが、現在の日本工業規格M0202（坑水・廃水試験方法）では、「5. 流量の測定 流量の測定は、JIS K 0094の8.（流量の測定）による。」となっている。

そのため、鉱技省令第30条第3項第3号口を「金属鉱山等、石油鉱山及び附属施設においては、日本工業規格K0094（工業用水・工業排水の試料採取方法）」と改正したい。

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文（案）

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）

改 正 案	現 行
（電気工作物） 第四条 電気工作物の技術基準は、前二条に定めるもののほか、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号。第十九条第一項から第九項まで、第十一項、第十二項及び第十五項並びに第五十条、第七十一条を除く。）に規定する基準とする。 （坑廃水処理施設） 第三十条 （略） 2 （略） 3 前項の坑水又は廃水の測定方法は、次のとおりとする。 一 二 （略） 三 坑水又は廃水の量の測定は、次に掲げる工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下	（電気工作物） 第四条 電気工作物の技術基準は、前二条に定めるもののほか、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号。第十九条第一項から第六項まで、第八項及び第九項並びに第五十条、第七十一条を除く。）に規定する基準とする。 （坑廃水処理施設） 第三十条 （略） 2 （略） 3 前項の坑水又は廃水の測定方法は、次のとおりとする。 一 二 （略） 三 坑水又は廃水の量の測定は、次に掲げる工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下

単に「日本工業規格」という。）の試験方法によること。

イ（略）

ロ 金属鉋山等、石油鉋山及び附属施設においては、日本工

業規格K〇〇九四（工業用水・工業排水の試料採取方法）

単に「日本工業規格」という。）の試験方法によること。

イ（略）

ロ 金属鉋山等、石油鉋山及び附属施設においては、日本工

業規格M〇二〇二（坑水・廃水試験方法）